番号法の施行に伴う

要介護認定の申請についてのご案内

番号法の施行により平成２８年１月から個人番号の利用が開始されることに伴い、**介護保険の各種申請においても申請時に個人番号の提供が必要となります。**要介護認定の申請時にも必要ですので、このご案内をよくお読みいただいたうえで手続きをしていただきますようお願いします。

■ 要介護認定の申請に必要なもの

本人が申請する場合

①認定申請書及び認定調査確認票

②介護保険被保険者証

③本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

④本人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証など、顔写真付きのものであれば１点

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証など、顔写真のないものであれば２点

代理人（ご家族・ｹｱﾏﾈｰｼﾞｬｰ等）が申請する場合

①認定申請書及び認定調査確認票

②介護保険被保険者証

③本人の個人番号が確認できるもの（写しでも可）

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

④代理人の身元確認ができるもの

個人番号カード、運転免許証、居宅介護支援専門員証など、顔写真付きのものであれば１点

健康保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳など、顔写真のないものであれば２点

⑤代理権の確認ができるもの

委任状（ただし、②の介護保険被保険者証を忘れずお持ちいただければ、それにより代理権のあるものとみなしますので委任状は不要です。）

よくある質問とその回答（Q&A）

Q. 「通知カード」や「個人番号カード」とはなんですか？

A. 通知カードは、平成２７年１０月から順次、皆さんへお届けされている個人番号等が記載された紙製のカードで、個人番号の確認はできますが、通知カードだけでは本人の身元確認のためのものとしては使用できません。

個人番号カードは、平成２８年１月以降に本人の申請により取得できる顔写真付きのＩＣカードです。交付手数料は当面の間は無料（紛失等による再発行の場合を除く）で、個人番号の確認と本人の身元確認が個人番号カード１枚で同時に可能になります。

また、平成２９年１月から開始されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになるなどのメリットがあります。

Q. 申請には必ず申請書への個人番号の記載や通知カード等による個人番号の確認が必要ですか？

A. 申請には、原則として申請書への個人番号の記載及び通知カード等での個人番号の確認が必要です。

ただし、申請者が自身の個人番号が分からず申請書への記載が難しい場合や、通知カード等による個人番号の確認が難しい場合であっても、それを理由に申請を拒否することはありません。その場合は、市の職員が住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて個人番号の検索、確認を行いますのでご理解ください。

Q. 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、申請に関する代理権の授与（委任状を書くなどの行為）が困難な場合はどうしたらよいですか？

A. 本人が認知症等で、委任状を書く、介護保険被保険者証を預けるなどの行為により他者に申請行為を委任するといった意思決定が困難である場合は、窓口でその旨をお伝えいただき、申請書に個人番号の記載をせずに提出してください。

Q. ケアマネージャーや介護施設の職員などに代理申請をしてもらう際、個人番号が知られてしまいますが、個人番号の漏洩や悪用につながらないか心配です。

A. 代理人はあくまで代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行っているに過ぎない為、これを超える範囲で個人番号を取り扱うことは認められていません。

例えば、本人の委任の範囲を超えて、申請時に知り得た被保険者の個人番号を控えて事業所にストックしておくことや、利用することなどは許されず、違反した場合は特定個人情報保護委員会の措置命令や罰則の対象となる可能性もあります。

【問い合わせ】
清須市役所　高齢福祉課　介護保険係
TEL 052-400-2911（代表）